



平成 27 年 11 月 11 日

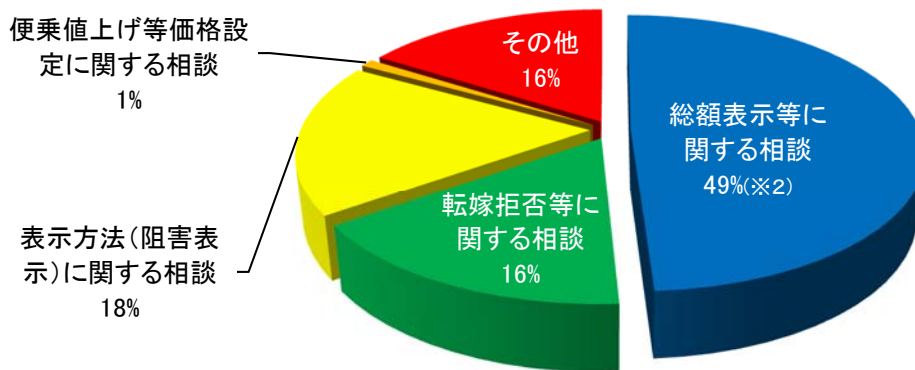
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの10月(10/1~10/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

10月の相談件数：電話 92 件、メール 20 件

【相談内容（全 112 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. レジでの精算方法について個々の商品の税抜価格に消費税率をかけたものになるのか、個々の商品の税込価格を足し合わせたものになるのか、スーパーによって異なるようだが、決まりはないのか。

A. レジにおける精算方法については、取扱商品や提供するサービスの性質、取引慣行などを踏まえ、各事業者の判断に委ねられています。

なお、「税抜価格」を基に計算するのか、個々の商品の「税込価格」を基に計算するのかレジでの精算方法にかかわらず、事業者の売上げに係る消費税額は、原則として消費者が支払う総額(税込価額)の8/108となります。

Q. 取引先との間で、平成 28 年4月から数年間にわたる役務提供契約を締結しようと考えている。その場合、適用される消費税率についての一般的な考え方を教えてほしい。

A. 消費税の適用税率について、平成 29 年4月1日以後に行われるサービスの提供など課税資産の譲渡等については、経過措置が適用される取引を除き、原則として、10%の消費税率が適用されます。

個々の取引における適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお尋ねください。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 31 件

※2 うち総額表示に関する相談が 7%、消費税一般に関する相談が 93%

Q. 消費者である。店頭において税抜価格と税込価格の二つの価格が表示されている場合の小売事業者の価格設定についての疑問である。例えば、本体価格 110 円に8%の消費税率を適用すると計算上は 118.8 円となる。このように税抜価格を基に税込価格を計算すると、1円未満の端数処理の方法によって、税込価格に差が生じることになるが、1円未満の端数処理の取扱いについて決まりはないのか。

A. 小売事業者が税抜価格を基に税込価格を計算し、消費者に示す際の1円未満の端数について、切上げ、四捨五入又は切捨てのいずれの方法を行うかは事業者の判断に委ねられています。

各事業者においては、税込価格と税抜価格を併記する場合などは、その税込価格・税抜価格がどのような価格なのか(例えば、税込価格は参考価格であるなど)について、レジでの精算方法なども踏まえた上で、必要に応じて消費者に理解してもらおう対応を行っていただくことが、トラブル防止に資するものと考えます。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 本体価格交渉の拒否の禁止の規定が消費税転嫁対策特別措置法に設けられた趣旨について教えてほしい。

A. 売手(消費税転嫁対策特別措置法上の特定供給事業者)が本体価格(税抜価格)で交渉を行い当該交渉で定まった価格に消費税分を上乗せした価格で取引をしたい旨申し出た場合に、買手(同法上の特定事業者)がこれを拒否して税込価格での交渉をすることを認めれば、例えば、買手は売手に税率引上げ前における税込価格を押し付けやすくなる懸念があります。このような懸念を踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、買手による本体価格での交渉の拒否を規制対象としたものです。

○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 消費税の転嫁を阻害する表示を行った事業者には、罰則の適用を含め、どのような措置が採られるのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、事業者に対して、消費税の転嫁を阻害する表示を行うことを防止し、又は是正するために、当該表示を取りやめるように指導し、法律の趣旨等について助言するものと規定しています。

また、同法では、消費者庁は、消費税の転嫁を阻害する表示を行った事業者に対して、当該表示の取りやめや、再発防止のための体制整備等の必要な措置を採るべきことの勧告を行うものと規定しています。

なお、消費税の転嫁を阻害する表示について、同法において、罰則は定められておりません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610